

朝早くから夜遅くまで働いている

タイムカードを打刻してから残業するように言われる

もう何週間も休んでいない!

知っていますか?

# 36協定

さぶろく きょうてい



0120-154-052



日本労働組合総連合会(連合)

## 適正な36協定で長時間労働、不払い残業の問題を解決しよう!

「月100時間以上残業をしている…」  
「会社都合で突然残業を命令される…」  
「残業代がもらえない…」

など、多くの企業で、法律で定められた最低限のルールすら守られていない実態が明らかになっています。こうした問題の解決には**適正な36協定(時間外労働や休日労働に関する協定)**の存在が不可欠です。

Q. こんなことはありませんか?

- 毎日、朝早くから夜遅くまで働いている
- 忙しくて休憩時間が取れない
- もう何週間も休んでいない
- タイムカードを打刻してから、残業をするように強要される
- 給料の中に残業代が入っていると説明を受けている
- 残業時間に関係なく、残業代が固定されている
- 36協定を結んでいないのに、残業を命令される

あれ?

長時間労働や不払い残業に関する悩み、  
**36協定**に関する問題などを抱えていたら…



秘密  
厳守

相談  
無料

携帯・  
スマホ  
からも

OK

# 労働相談 ホットライン

フリーダイヤル

いこうよ

れんごうに



# 0120-154-052

日程

2017年 12月14日(木)~15日(金)

時間

10時~19時

○上記期間以外も受け付けています。  
○電話をかけた都道府県の連合事務所につながります。

# あなたの職場の当たり前、 実は…“法律違反”かも!?



長時間労働が日常化していて、  
残業時間は月100時間以上。  
休憩が取れず、  
休日ありません…。



労働時間は原則として「1日8時間、1週40時間」と労働基準法で定められており、これを超えた場合は時間外労働となります(労働基準法第32条)。

また、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は60分以上の休憩を取らなければなりません(労働基準法第34条)。

休日については、1週間に1日、または4週間を通じて4日の休日が必要です(労働基準法第35条)。

上司から、  
突然残業を命令されます。  
業務だから  
仕方がないのでしょうか?



会社が労働者に残業(時間外労働)をさせる場合、または法定の休日に労働させる場合には、事前に「時間外労働・休日労働に関する協定(通称36協定)」を労働者の過半数で組織する労働組合または過半数を代表する人と締結し、労働基準監督署に届け出る必要があります。

タイムカードを  
打刻してから残業するように  
命じられています。  
さらに、  
休日出勤をしても  
割増賃金が  
支払われません。

手当がたったこれだけ!?



残業も  
休日出勤もしたのに

時間外や休日、深夜に働かせた場合は、法律で定められた割増賃金の支払いが必要になります。賃金に残業代が含まれていたり、みなし残業代として一定の金額が支払われていたとしても、その金額が実際の残業時間分より少ない場合、追加で残業代を支払わなければ法律違反です。

## 割増賃金率

- |                                  |            |
|----------------------------------|------------|
| ① 時間外労働(1日8時間または1週40時間を超える場合)    | 25%以上      |
| ② 深夜労働(午後10時～翌日午前5時)             | 25%以上      |
| ③ 法定休日の労働                        | 35%以上      |
| ④ 深夜の時間外労働(1日8時間または1週40時間を超えた部分) | 50%以上(①+②) |
| ⑤ 法定休日の深夜労働                      | 60%以上(②+③) |

**労働時間も時間外労働も、法律でルールが決められています!**

連合ホームページ

<https://www.jtco-rengo.or.jp/>

連合

検索

連合 公式  
Facebookページ



連合  
公式Twitter



連合加盟  
労働組合リスト

